

1 時限目：9:20～10:00

一般論文試験

(1) ページ / (1) ページ

1

(配点：100点)

古代ギリシャの哲学者ソクラテスは、都市国家アテネにおいてその活動（市民に「無知の知」を自覚させるべく問答を行うこと。これにより名誉と権威を傷つけられたと感じる市民（特に有力者）が多数現れた）を危険視され、国家への反逆の嫌疑をかけられ訴追され死刑判決を受けた。その後、拘留されているソクラテスを友人クリトンが訪れ、死刑執行を免れるべく脱獄し亡命することを勧めた。これに対しソクラテスは下記の言葉を述べ、クリトンの申し出を断り逆にクリトンを説得したとされる（出典：プラトン（久保勉訳）『ソクラテスの弁明・クリトン』岩波文庫、1927年。適宜改変を加えている）。後日ソクラテスに対する死刑が執行された。

このソクラテスの言葉を読んで、以下の（1）、（2）、（3）に全て答えよ。

- (1) ソクラテスが逃亡を拒んだ理由を、3行以内で要約せよ。
- (2) (1)での回答につき、あなた自身はどう考えるか、理由を含め4行以内で答えよ。
- (3) 日本の裁判においては、求める判決を得られなかつた訴訟当事者（特に弁護士）が、「不当判決」と書いた垂れ幕をマスコミに示して裁判官に抗議する、ということが頻繁に行われている。あなたは、この行為についてどのように考えるか。（1）及び（2）での回答を踏まえ、予想される反論への応答も含めて答えよ。

「ここから逃亡しようと…（略）…している僕達のところへ、国法と国家とがやって来て、僕達に近寄ってこう訊いたとして見るのでね。『…（略）…お前は、お前がしようとしている行動によって、われわれ法律と国家組織の全体とを、お前の力の及ぶかぎり、破壊するというちょうどそのことを企図しようとしているのではないかね。それともお前は、一度下された法の決定が何の実行力もなく、私人によって無効にされ破棄されるようなことがあっても、なおその国家は存立して転覆を免れることができると思っているのか』と。」（前掲書91頁）

「『お前（出題者注：ソクラテスのこと）が望みさえしたなら、あの裁判の途中には、まだ追放の刑を提議することも出来たし、また今お前が国家の意思に逆らってしようとしていることも、あの時ならばその同意を得て実行することが出来たのだ。しかるにあの時お前は、死ななければならぬことになつてもものがきはしないと高言を吐き、むしろ追放よりも死を選ぶといったのだった。ところが今はこれに反して、前言にも恥じず、われわれ国法を無視してこれを滅ぼそうとしている。自ら市民として遵守するとわれわれに誓った契約や合意に背いて逃亡しようとしているお前は、もっとも無恥な奴隸でもしそうな振舞いをするのだ。』」（前掲書97頁）

以上